

## 船舶事故調査報告書

平成24年4月12日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成23年8月3日 04時30分ごろ
発生場所	千葉県鴨川市鴨川港南防波堤南方沖 鴨川市鴨川灯台から真方位223° 430m付近 (概位 北緯35°05.4′ 東経140°06.4′)
事故調査の経過	平成23年8月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>おおみや</sup> 大宮丸、0.6トン CB3-82711（漁船登録番号）、個人所有 6.30m(Lr)×1.50m×0.63m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和59年7月7日
乗組員等に関する情報	船長 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年3月14日 免許証交付日 平成21年4月22日 (平成27年3月5日まで有効)
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、伊勢えび刺し網漁のため、平成23年8月3日04時00分ごろ鴨川港を出港した。 本船は、04時15分ごろ漁場に到着し、刺し網2枚を揚網したのち、鴨川港南防波堤南方沖において、船首を南方に向け、3枚目の刺し網の揚網準備を行っていたところ、04時30分ごろ、突然、南方向からの波高約5mの高波（以下「本件高波」という。）に船首が持ち上げられ、一気に後方へ転覆した。 船長は、波消しブロックまで流されて同ブロックにはい上がり、その後、仲間の漁業関係者に救助されて病院へ搬送された。 本船は、波消しブロックへ圧流されて大破し、船長は、同ブロックをはい上がる際、全身に打撲を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約2m/s、視界 良好 海象：うねりの方向 南、うねりの高さ 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期 日出：04時50分ごろ
その他の事項	船長は、救命胴衣を着用していた。 伊勢えび漁の漁船は、本事故当日、通常どおり出漁していた。

	<p>本事故の発生海域は、水深が約2m、底質が岩であり、水深が急に浅くなっていた。</p> <p>本事故当日には、台風9号が南大東島付近を北東進しており、05時05分に千葉県鴨川市に波浪注意報が発表された。また、石廊崎の気象庁沿岸波浪計で04時に観測された最大波高値は、4.33mであった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、鴨川港南防波堤南方沖において操業中、本件高波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件高波は、沖からのうねりが浅瀬に至ったことにより発生した可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	なし	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>本船は、鴨川港南防波堤南方沖において操業中、本件高波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件高波は、沖からのうねりが浅瀬に至ったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	なし								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>本船は、鴨川港南防波堤南方沖において操業中、本件高波を受けたことから、転覆したものと考えられる。</p> <p>本件高波は、沖からのうねりが浅瀬に至ったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、鴨川港南防波堤南方沖において操業中、本件高波を受けたため、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風が発生して沖からのうねりがある場合には、浅瀬において高波が発生する可能性があることに留意すること。</li> </ul>								